

別紙 1

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画変更年度	令和 8 年度
計画主体	千葉県 茂原市

茂原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	茂原市経済環境部農政課
所 在 地	千葉県茂原市道表 1 番地
電 話 番 号	0475-20-1526
F A X 番 号	0475-20-1604
メールアドレス	nousei@city.mobara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、ニホンジカ、キョン、タヌキ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	茂原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻、たけのこ	1,156 千円 0.94ha
ハクビシン	—	—
アライグマ	—	—
ニホンジカ	—	—
キョン	—	—
タヌキ	—	—

(2) 被害の傾向

・イノシシ

市街地を除く鶴枝・五郷・茂原・二宮・豊田・本納・新治地区の中山間地域で被害が発生し、周辺地域への拡大が見られる。被害としては水稻の踏み荒らしや食害等がみられる他、畦や法面等の掘り起こしの被害が見られる。また、その周辺の竹林の筍や畑の芋・豆類等の食害や掘り起こし等もあるため、年間を通して被害が発生している。特に二宮・豊田・新治地区の被害が増加傾向にある。

・ハクビシン、アライグマ、タヌキ

被害面積・被害金額を計上するまでには至らなかったが、市街地を含む市内全域で年間を通じて被害が発生している。特に果樹・野菜・家禽等多方面にわたる食害が確認されており、特にアライグマによるものと断定できるトウモロコシや家禽等の食害が発生している他、家屋侵入等の生活被害も多数みられる。なお、個体数が増加傾向にある。

・ニホンジカ

県の調査により、市内南部の山林に生息が確認されており、令和元年度に2頭、令和4年度に1頭捕獲したが、被害報告は上がっていない。

・キョン

目撃情報や鳴き声が確認され、令和4年度に1頭捕獲した。今後、被害の拡大が想定される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	1,156 千円	0.94ha	900 千円	0.9ha
ハクビシン	－千円	－ha	－千円	－ha
アライグマ	－千円	－ha	－千円	－ha
ニホンジカ	－千円	－ha	－千円	－ha
キョン	－千円	－ha	－千円	－ha
タヌキ	－千円	－ha	－千円	－ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・捕獲従事者が箱わな及びくくりわなを設置し捕獲する。 捕獲機材の整備状況 令和2年度 箱わな 98 基 令和3年度 箱わな 100 基 令和4年度 箱わな 100 基	・従事者の高齢化及び担い手不足 ・組織化し、連携体制の強化 ・被害地域の拡大
防護柵の設置等に関する取組	・電気柵による侵入防止対策を実施。（平成28年度から） 防護機材の整備状況 電気柵総設置面積 643,222 m ² （令和4年度末時点）	・地域ぐるみでの対応

(5) 今後の取組方針

イノシシの被害地域等が広がっていることから、茂原市鳥獣被害防止対策推進協議会と関係機関が連携して捕獲活動を実施するとともに、被害が発生している自治会等に対する説明などを行うことで、地域住民の防除意識を高める。また、地域の特性に応じた効率的な捕獲技術の検討や狩猟者だけでなく農家等の被害者や民間業者等へ研修等の案内促進を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、箱わな・くくりわなによる捕獲を37名（令和5年度）の従事者により行っている。また、ニホンジカ・キョンについても、イノシシと兼用で箱わな及びくくりわなによる捕獲を行う。

なお、銃による捕獲については市内全域を対象とし、必要に応じて実施する。また、保険加入については従事者の個人加入でなく、協議会が一括して加入し、従事者の負担や手間を軽減させ、従事者の増員に繋げることで、捕獲体制の強化を図る。

ハクビシン、アライグマ、タヌキについては、３５名（令和５年度）の従事者で、箱わなによる捕獲を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 ６年度 ～ 令和 ８年度	イノシシ ハクビシン アライグマ ニホンジカ キョン タヌキ	茂原市鳥獣被害防止対策推進協議会が捕獲用わな（箱わな、くくりわな）を購入するほか、必要な装備等を確保し、その他関係団体から機材を借用するなど、捕獲体制を強化するとともに、必要な措置を講ずる。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲頭数及び県の調査による推定頭数を参考にして、また対象鳥獣による被害の拡大傾向等を総合的に勘案し、捕獲頭数等を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	４００頭	４００頭	５００頭
ハクビシン	１００頭	１００頭	１００頭
アライグマ	７００頭	７００頭	７００頭
ニホンジカ	２０頭	２０頭	２０頭
キョン	２０頭	２０頭	２０頭
タヌキ	２００頭	２００頭	２００頭

捕獲等の取組内容
・イノシシ 被害の多い農振農用地区域又はその周辺地に、くくりわなや箱わなを重点的に設置し、鶴枝・五郷・茂原・二宮・豊田・本納・新治地区で通年実施する。 ・ハクビシン、アライグマ、タヌキ 年間を通して市全域で、小型箱わなによる捕獲を行う。 ・ニホンジカ、キョン 年間を通して中山間地域で、わなによる捕獲を随時行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当無し

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域の決定までは至っていないが、市内全域で検討を進める。	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限移譲について更に検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵による侵入防止対策を実施	電気柵による侵入防止対策を実施	電気柵による侵入防止対策を実施

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ハクビシン アライグマ ニホンジカ キョン タヌキ	被害の程度や傾向等を勘案し、追い払い等の必要な措置を随時検討する。 また、林縁部の緩衝帯整備や放任果樹・農作物残さの除去などの生息環境管理を推進する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉県	情報提供及び緊急時の捕獲許可
茂原警察署	住民からの通報等により市と連携を図る
茂原市	住民等からの通報により現地確認及び協議会との連携を図る
茂原市鳥獣被害防止対策推進協議会	市からの通報等により捕獲等の体制をとる
長生郡市猟友会	捕獲、処分

(2) 緊急時の連絡体制

別紙

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣について、基本的には条件にあった捕獲個体は食肉用として加工し、条件に合わない捕獲個体等については殺処分後、環境衛生センターで焼却する。

アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したイノシシは、食品として利用できる条件のものは、茂原市のジビエ工房茂原や大多喜町のたけゆらの里へに搬入し、食肉加工する。今後も、市外からの受け入れを継続し処理加工施設の協力を得ながら、食肉として利用していく。

令和4年度の食肉処理等数は618頭、令和5年度の食肉処理等数は567頭。令和6年度から8年度の目標は以下のとおり。

対象鳥獣	年間処理頭数・販売計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	処理頭数 600 頭 販売量 10,700kg	処理頭数 630 頭 販売量 11,250kg	処理頭数 660 頭 販売量 11,810kg

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	茂原市鳥獣被害防止対策推進協議会
構成機関の名称	役割
・ 茂原市農業委員会	情報提供・その他必要な支援
・ 長生農業協同組合	情報提供・その他必要な支援
・ 千葉県農業共済組合わかしお支所	情報提供・その他必要な支援
・ 千葉県森林組合北部支所	情報提供・その他必要な支援
・ 千葉県鳥獣保護管理員	情報提供・その他必要な支援
・ 長生郡市猟友会	捕獲活動・情報提供

・ ドリーマーズ株式会社	捕獲活動・情報提供
・ 茂原鳥獣駆除協議会	捕獲活動・情報提供
・ 茂原市議会	情報提供・その他必要な支援
・ 千葉県長生地域振興事務所	捕獲許可・情報提供・その他必要な支援
・ 千葉県長生農業事務所	情報提供・その他必要な支援

協議会の名称	茂原次世代産業振興コンソーシアム推進協議会
協議会会員の名称	役割
・ 株式会社竹りん	加工処理・販売促進
・ ドリーマーズ株式会社	捕獲活動・加工処理・販売促進
(ジビエ工房茂原)	
・ 農事組合法人旬の里ねぎぼうず	加工処理・販売促進
・ 茂原市役所経済環境部	情報提供・その他必要な支援

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
・ 千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
・ 千葉県環境生活部自然保護課	情報提供・その他必要な支援
・ 千葉県農林水産部農地・農村振興課	情報提供・その他必要な支援
・ 千葉県長生地域振興事務所	捕獲許可
・ 千葉県長生農業事務所	情報提供・その他必要な支援
・ 千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議	地域の連携と取組の支援
・ 長生地域野生鳥獣対策連絡会議	情報提供・被害防止対策の推進
・ 茂原警察署生活安全課	情報提供・その他必要な支援
・ 長生郡市猟友会	情報提供・その他必要な支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害が拡大傾向にあるので、関係機関・団体と協議を行い、鳥獣被害対策実施隊の設置に向け検討を進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—
